

令和2年12月7日

とやま県民活躍・働き方改革 推進会議資料

「働き方改革」推進の取組

P1

働き方に応じた適正な労務管理を実施しましょう

(時間外労働の上限規制について)

P2

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

(同一労働同一賃金について)

P3

働き方改革を支援します！

(働き方改革推進支援センター富山のご案内)

別添1

富山県内の働き方改革 業種別取組事例集 別添2

「働き方改革」推進の取組

長時間労働の是正に向けた取組

※時間外労働の上限規制

大企業 平成31年4月～ ・ 中小企業 令和2年4月～

- 月80時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場等に対して、監督指導を実施し、長時間労働の是正や健康確保措置を指導。

4-9月は36件に監督指導を実施。

- 11月の過労死等防止啓発月間において、集中的な監督指導や「過労死等防止対策推進シンポジウム」等、長時間労働の抑制に向けた取組を展開。

雇用形態に関わらない公正待遇の確保

※同一労働同一賃金（パート・有期労働法）

大企業 平成2年4月～ ・ 中小企業 令和3年4月～

- 企業に対しパートタイム・有期雇用労働法に関する周知や指導を実施。併せて、同一労働同一賃金の対応に関するヒアリングを実施。

4-9月は26社に訪問指導を実施。10月以降も約70社に指導を実施する予定。

- 来年4月からの法改正（同一労働同一賃金）適用開始を控える中小企業を対象とした周知活動を展開。

・ 対応準備への呼びかけを1700社に対し文書送付により実施（10月）。
・ パートタイム・有期労働者の正社員転換・待遇改善に取り組む企業を対象とする支援制度（キャリアアップ助成金等）等の活用を呼びかけ。
キャリアアップ助成金申請件数 103件

- 派遣労働者の適正な就業ルールの履行に向け、労働者派遣事業主に対し、指導監督を実施。

4-9月の指導監督件数：104件

中小企業・小規模事業者に対する支援

- 労働基準監督署において、改正法や支援策に関する説明会・相談会に対応するほか、個別訪問を通じたきめ細やかな支援を展開。

説明会（4-9月）12回実施 下半期（10-3月）は24回を計画

- 働き方改革推進支援センターによる支援（※長時間労働の是正方法、賃金引き上げ、同一労働同一賃金、人手不足への対応策等に関する技術的な相談）

セミナー（4-9月）5回、出張相談会138回の相談（182件）に対応
下半期（10-3月）はセミナー55回、出張相談会62回を開催予定

- 働き方・休み方改革コンサルタントによる好事例の収集、提供とコンサルティングの実施。

令和2年2月に好事例集作成。26社（9月末）に訪問によるコンサルティングを実施。

生産性向上に取り組む企業への支援

- 時間外労働の縮減等に向け、生産性向上に取り組む中小企業を、各種労働関係助成金により支援。

申請（4-9月）：働き方改革改善支援助成金105件
人材確保等支援助成金29件、両立支援等助成金11件

働き方に応じた 適正な労務管理を実施しましょう

労働基準監督署では、「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、窓口と電話で、労働時間等に係る法令に関する問い合わせや労務管理についての相談をお受けするとともに、企業の皆さまを個別に訪問して、相談や支援を行っています。

業務の能率・生産性の向上のため、また、労働者の生活の充実・向上のためにも、労働時間や休日などの適正な管理をお願いします。

ポイント1 時間外・休日労働には **サブロク**
「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。

労働時間の上限（法定労働時間）

原則 … 1週:40時間、1日:8時間 **超える** → **過半数組合や過半数代表者と36協定を締結し、**


例外* … 1週:44時間、1日:8時間 **所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。**

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

休日の最低基準（法定休日）

毎週1回または4週を通じて4日以上 **確保できない** →

（午前0時～午後12時の1暦日の休み）



改正労基法の適用猶予 **2020年4月1日以降の期間のみを定めた36協定については時間外労働の上限規制が適用されます！**

労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されることにより、36協定で定める事項が変更されました。法律の施行に当たっては、経過措置が設けられており、**中小企業は、2020年4月1日以降の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。**

詳しい36協定の変更内容は、リーフレット「36協定の適正な締結」でご確認いただけます。

法律による上限（特別条項/年6か月まで） →

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間*
- ✓月100時間未満* *休日労働を含む

法律による上限（限度時間の原則） →

- ✓月45時間
- ✓年360時間

法定労働時間 →

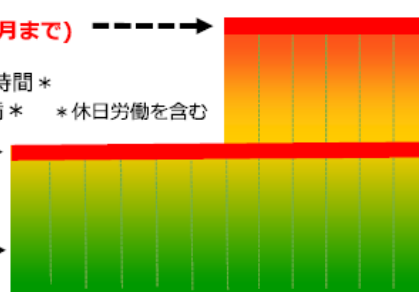
- ✓1日8時間
- ✓週40時間

※1年単位の变形労働時間制の場合
月42時間、年320時間

◆以下の事業・業務については、上限規制が2024年4月1日から適用されます。

- ・建設事業 ・自動車運転の業務
- ・医師
- ・鹿児島・沖縄砂糖製造業

◆新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。



留意事項 **労働者の心身の健康管理のために、時間外・休日労働の削減に取り組みましょう！**

長時間にわたる過重な労働が要因となり、労働者が健康を損なうような事態は、あってはならないことです。

36協定を締結していて、時間外・休日労働が可能であっても、**実際の時間外・休日労働を月45時間以下とするよう努めましょう。**

時間外・休日労働時間

月100時間超 または 2～6月平均で月80時間を超えた

↑

長くなるほど

↑

月45時間以内

健康障害のリスク

↑

高

徐々に高まる

↑

低

パートタイム・有期雇用労働法が 施行されます

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の
不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

改正のポイント

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者^{※2}）について、以下の1～3を統一的に整備します。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)^{※3}の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

※2 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1～3が整備されます。

※3 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。



事業主、労務・経理担当者様のお悩み

相談・
専門家派遣
無料

別添 1

厳守

働き方 改革

を支援
します！



以下の対応はお済みですか!?

- 時間外労働を行うにはサブプロク (36) 協定が必要です。
※ 36協定届の様式が新しくなりました。
- 労働契約を締結する際は労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 労働者 10 名以上の場合、就業規則の作成、届出が必要です。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成・保存する必要があります。
- 非正規労働者の方を雇っている場合は、正社員の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談
方法

- ① 電話・メール
- ② センター来所
- ③ 出張相談会
- ④ 企業訪問

働き方改革推進支援センター富山

受付時間 平日9:00~17:00

TEL : 0800-200-0836

〒930-0004 富山市桜橋通り6-11 富山フコク生命第二ビル5F

MAIL : hk16@mb.langate.co.jp

FAX : 076-432-8766

<http://働き方改革推進支援センター富山.site>

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください

富山 働き方改革

検索





建設業



製造業

富山県内の働き方改革 業種別取組事例集

やってみるもんです
働き方改革!



運送業



介護業



小売
・
飲食業

2020年2月



厚生労働省富山労働局